

平成30年12月定例会 懲罰特別委員会委員長報告

37番 小林 義直でございます。

私から、9月市議会定例会におきまして、懲罰特別委員会に付託されました小泉一真議員に懲罰を科すことを求める動議の審査結果につきまして御報告申し上げます。

本件につきましては、懲罰を科するべき事実があったと認め、小泉一真議員に対し、戒告の懲罰を科するべきものと決定した次第であります。

次に、本委員会における審査の経過、懲罰を科するべきとの決定に至った理由等につきまして申し上げます。

まず、審査の経過について申し上げます。

本委員会は、去る9月26日に正副委員長の互選を行い、続いて10月23日、11月5日、13日、21日に委員会を開催し、懲罰動議の対象となった反対討論が懲罰を科するべき発言であったかどうかについて慎重に審査を行ったところであります。

なお、審査に当たりましては、取り消された発言も取り扱う必要があることから、発言内容を精査する議事については秘密会といたしました。

また、11月5日の委員会におきましては、小泉一真議員に委員外議員として出席を求め、弁明の聴取を行いました。

次に、小泉一真議員から聴取した弁明の概要と、それに対する本委員会の判断について申し上げます。

小泉一真議員が行った弁明の要点は、主に次の3点であります。

1点目は、懲罰動議提出書に記載の提出理由では懲罰の対象となる発言部分が特定されていないことから、懲罰動議の濫用であり、議員の身分を侵すものであるとの弁明であります。2点目は、公費支出の妥当性を問うた討論に対し懲罰動議をもって応ずることは妥当ではないとの弁明であります。3点目は、小泉一真議員の討論発言中、不規則発言が多発していたが、これらの不規則発言が許されて、議長の発言許可

を得た自身の発言のみが懲罰対象とされることは妥当ではないとの弁明であります。

これらの弁明について、本委員会は、懲罰を科するべきかどうかの判断の材料として論議を行いました。

1点目の弁明については、懲罰動議提出書において懲罰対象行為をどこまで特定しなければならないかの基準はない中で、請願第18号の委員長報告に対する反対討論との特定をしており、特定の仕方として十分であると判断いたしました。

2点目の弁明については、懲罰動議は反対討論の中における言動、言辞を問題としており、公費支出の是非や反対討論の趣旨、目的を問題としているものではないとの意見が出されました。

また、3点目の弁明については、不規則発言は、懲罰動議が提出されるほどの挑発的な討論であったがためになされたものであり、小泉一真議員の討論に影響を及ぼすものでもなかったことから、今回の懲罰動議の不当を訴える理由として、それを主張することはふさわしくないとの意見が出されました。

次に、懲罰を科するべきとした結論に至った理由について申し上げます。

本委員会が、懲罰動議の対象となった反対討論中の発言内容を精査した結果、9月25日の本会議において小泉一真議員から発言取消しの申出があった発言1件、及びその翌日の26日の本会議において議長から発言取消しを命じられた発言5件の合計6件の発言は、いずれも地方自治法第132条及び長野市議会会議規則第151条に抵触し、小泉一真議員に懲罰を科するべきものとの結論に至ったものであります。

なお、一回の反対討論において6件の発言取消しが行われたわけではありますが、このうち3件については、小泉一真議員自身も発言を取り消すべきとしたものであります。すなわち、9月25日の発言1件に加え、9月26日に取消しを命じられた発言のうち2件についても、同日開催の議会運営委員会及び本会議において小泉一真議員自身を取り消すことが適当又は適切であるとの意思を示しております。

これらの発言により懲罰を科するべきとした理由であります。9月25日の取消し発言1件及び26日の取消し発言のうち3件については、議会の品位を汚し、議員に対する無礼な発言であったと判断したものであります。また、26日の取消し発言のうち1件は、議会の支持率という仮定の話、刑事事件と混同、混乱して結び付け、議会の品位をおとしめたと判断し、さらに、もう1件は議員の名前を挙げて事実と

異なる指摘をし、名誉を毀損したことは議会の信頼を失墜させる行為であり、みだりに議員名を挙げ、侮辱、挑発することは議会秩序を乱し、議員の尊厳を傷つける行為であると判断したものであります。

以上の論議を踏まえ、小泉一真議員に対し、懲罰を科するべきかについて採決を行った結果、全員賛成で懲罰を科するべきものと決定いたしました。

さらに、懲罰の種類について審査したところ、小泉一真議員には今般の反対討論において、議会の品位を汚し、議員を侮辱する発言を行ったことを反省していただき、議会の秩序保持に心掛けていただきたいとの趣旨により、戒告が相当であるとの意見が出されました。

この意見について採決を行った結果、全員賛成で戒告の懲罰を科するべきものと決定いたしました。

なお、お手元に配布しております戒告文（案）につきましては、委員会において審査し、全員賛成により決定したものでありますことを併せて御報告申し上げます。

以上で報告を終わります。